

2022 年 10 月 13 日

東京都知事 小池百合子様

生活クラブ生活協同組合・東京
理事長 増田和美

2023 年度東京都予算編成に関する提案

東京都におかれましては、日頃より生協へのご支援・ご指導をはじめとする消費生活の安定と向上のための取組みに対し敬意を表します。

私たち生活クラブ生活協同組合は、1968 年の生協設立以来、組合員自身の手による運営を基本とし、共同購入事業を通して豊かな地域づくりに向けた取組みをすすめてきました。また、暮らしを取り巻くさまざまな課題に関する情報提供を行ない、都民自身が実践を通して解決できることは広く行動を呼びかけ、また社会制度として必要と思われる課題については組合員の声をまとめて自治体議会や国会などに届ける活動をすすめてきました。

このたび、東京都における 2023 年度の予算編成の検討にあたり、都民の生活の文化的経済的改善向上をはかるために、私たちの事業・活動を通して学び・獲得した視点から提案をまとめました。ぜひとも 2023 年度の東京都予算に盛り込んでいただけますようお願いいたします。

以上

2023 年度東京都予算編成に関する提案

生活クラブ生活協同組合・東京

I. 東京の農業を守り育てる

1. 都市農業の推進と環境に配慮した有機農業への転換に向けて

- (1) 都市農業を支える多様な担い手の育成対策として、認定農業者・農業法人等における就農希望雇用の農業研修期間に対する東京都独自の支援を進めてください。
- (2) 東京ファーマー育成プロジェクトの予算を拡充するとともに、都が管理する土地の有効活用を積極的に進めるため、研修農場、農業公園、農福連携を推進してください。
- (3) 農林水産業の普及啓発の中の一環として、農の多面的価値を市民が学び、都市農業の必要性について理解を深めるとともに、多様な都市住民が参加し農あるまちづくりのモデル地区とする事業を進めてください。
- (4) 東京産食材流通のハードルとして、生産者自身での出荷・納品の難しさがあります。東京都により流通促進事業への取組みを進めていることを評価しますが、今後はさらに多様な農家・事業者が新しい物流を活用し、都内産の農産物を都内で流通できるような制度づくりを進めてください。
- (5) 自然循環機能の増進や環境負荷軽減のため、有機農業の取組みがますます重要になっています。東京都でも「東京都有機農業推進計画」（令和3年）を策定し環境負荷の少ない農業を推進していますが、有機農業に転換するには生産者にとってはリスクを伴う挑戦であることから、前向きに有機農業に転換する生産者を増やせるよう、東京都としても目標を策定し、金銭的な補助・有機栽培の情報共有・販路の拡大に対し予算を増強してください。

2. 学校給食に都内の野菜を使用できるようなしくみづくり

- (1) 学校給食への地場産野菜の使用は、各市区町村や学校、栄養士まかせの部分もあり、東京の中でも取組みに濃淡があるのが現状です。東京都として学校給食への地場野菜への取組みを進めるために特化した予算化・しくみづくりを進めてください。
- (2) 固定種である江戸東京野菜の流通拡大をすすめるためにも、学校給食への取組みを推進してください。栄養士や子どもたちが畑で江戸東京野菜について学ぶ場を設け、取組みへの理解を深めてください。

II. 遺伝子組み換え食品・ゲノム編集食品への対応

- (1) ゲノム編集食品の流通が始まり、ゲノム編集トマトを開発したサナテックシード社は2023年度に小学校への無償配布を提案しています。ゲノム編集食品の流通は国が承認しているとはいえ、まだ人類の食経験が浅いものです。子どもたちの食の安全を第一とし、東京都として対策を進めてください。
- (2) 東京独自の取組みとして「東京エコ100」の認定条件に、遺伝子組み換え・ゲノム編集でないという項目を加えてください。
- (3) 食品表示基準改正に伴い、2023年4月より遺伝子組み換え表示が一部変更になります。「分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品」についてはこれまでのような「遺伝子組み換えでない」表示ができなくなり、「分別生産流通管理済み」等の表示となることで、消費者にとって遺伝子組み換えに関する情報が今まで以上にわかりにくく

なることが懸念されます。東京都食品安全条例では、食品表示の適正化を推進しており、都民に情報を正確に伝達できるよう取組を進めるとしています。食品の中身を正確に知り、選ぶ権利を守るために、東京都は消費者に寄り添い、食品表示変更に伴う影響を検証し、対策を進めてください。

Ⅲ. 地域福祉

1. 子ども・子育て支援

(1) 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業

生活クラブ生協が運営する都内5か所の保育園においても、合計23名の職員がこの制度による借り上げ宿舎を利用しており、人材の採用と定着に大変効果ある制度であると実感しています。

新規採用のみならず、人事異動による転居の際の支えにもなっており、管理職での利用者も複数います。採用後5年までと期限が切られた場合には、借上げ宿舎が利用できないとの理由で、経験を積んできた職員が転職していくことも予想されます。

今後の制度のあり方の検討にあたっては、ぜひ東京都として利用実態を調査していただき、制度の効果を把握して頂いたうえで、家賃の高い東京での保育士確保と定着のための制度として継続して下さるよう、国への提言と東京都としての予算確保をお願いします。

2. 生活困窮者支援

(1) 相談窓口を探すための情報の一元化について

- ・相談窓口を探しやすくするための情報の一元化について

東京都へのヒアリングにて、情報（自立支援法に基づく相談窓口、住まいや仕事につながる東京チャレンジネット、コロナ禍では支援情報ナビ）はWEBサイトで発信しているとのことでしたが、一元化されていないため、必要な相談窓口や制度にたどり着けないといった声が相談窓口に寄せられています。そこで、都民が探しやすいように東京都の公式ホームページにわかりやすいところに情報をまとめるなどの検討をお願いします。また、そのための予算措置を要望します。

- ・行政等が閉庁しているときの相談体制について

東京都へのヒアリングにて、「よりそいホットライン（国が運営）」にて24時間365日対応しているとのことでしたが、原則は電話相談であるため、繋がりにくいと言う声が相談窓口に寄せられています。また、平日の夕方まで仕事があり、有給休暇等のない相談者は、夜間や週末、祝日などは行政等が閉庁してしまうため、相談するために出向けないといった声もあります。

そこで、各地の自治体が平日夜間や週末、祝日なども相談体制を構築できるように都からの援助となる予算の確保や、または自治体が予算を確保できるようなサポートをお願いします。

(2) 生活困窮者自立支援事業について

東京都のヒアリングにて、任意事業の実施状況を調査し、WEBで公開しているとのことでしたが、どれくらいの相談数を対応しているのか、その効果はどうか、といった状況までは公開されていません。今後はそこまで踏み込んだ調査の予定及びその調査のための予算がない場合は予算措置をお願いします。

(3) 居住者支援の広報周知について

東京都のヒアリングにて、情報提供などの支援を行っているとのことでしたが、生活困窮自立支援事業に繋がる相談者の方たちは、支援者の力を借りずに孤軍奮闘してケ

ースを多くみてきています。相談者だけでなく、支援者も居住支援法人等を把握していないこともあり、まだまだ周知等には課題があると思いますので、なぜ周知が進まないのかやどのような体制があれば、早期に居住支援のサポートができるのかの調査のための予算がない場合は予算措置をお願いします。

(4) 生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業について

コロナ禍の令和2年度だけで44万5千件超の申請、資金送金額1千296億円超の特例貸付（令和2年度東社協事業報告書より）の償還が令和5年1月から始まります。住民税非課税世帯は償還免除されますが、償還免除の対象外で償還が困難である相談者への支援は、家計改善支援員が行うことになります。そのため、家計改善支援員の業務がこれまで以上に膨大になり、その相談内容も複雑で難しくなると予想されるため、スーパーバイズなどの後方支援が重要になってきますが、そういった取り組みのための予算は確保されているでしょうか？予算がない場合は予算措置をお願いします。

(5) 行政窓口等に相談ができない層へのアプローチについて

東京都のヒアリングにて、関係機関を対象に生活困窮者に対する情報の公開や支援体制に関する検討を行う協議会を設置できることとしており、都では福祉制度対象者への説明会や実施事例の情報提供など行い各区市の事業実施を支援しているとのことですが、今後も引き続き同様の支援を行うための予算の確保をお願いします。

3. 子どもの育ち・参加の促進

- ・ 東京都こども基本条例の第十条（こどもの意見表明と施策への反映）、第十一条（こどもの参加の促進）について、施策がすすむよう予算措置の検討をお願いします。
- ・ 都は、こどもの権利条約を踏まえ、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとするものとあります。また第十四条では国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こどもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとするものとあります。全ての市区町村で子どもの権利に関する条例が制定されるよう、東京都でイニシアチブをとり必要な予算措置の検討を要望します。また条例の制定後、各市区町村において、学校教育の中で子ども自身への周知がすすむよう推進ください。

IV. 環境

1. 再生可能エネルギーの推進・省エネ政策

気候危機が進行する中、日本各地で大規模災害が頻発しています。この状況を止めるため、再生可能エネルギー推進を軸とし脱炭素社会を加速させるエネルギー政策を推進してください。

- (1) 東京都では、2050年のゼロエミッション東京を目指し、22年度再エネ・省エネの推進への予算を大きく拡充しました。新築住宅への太陽光パネル設置義務化についても、先進的な取り組みだと評価します。適切に運営し、再エネ発電比率を増やせるよう推進するとともに、太陽光パネルの適切なリサイクルを進めてください。太陽光パネル高度循環利用に向けたシステムの構築について、2023年度は予算額が縮小されていますが、引き続き対策を進め、適切な処理が進められるよう都として責任をもって点検してください。また、太陽熱利用など太陽光発電以外の再エネにも目を向けた施策の提案を進めてください。
- (2) 再エネを利用したいという都民の声が多い一方で、実際に再エネ電力を選択する人

は少ない現状があります。再エネ電力を推進するためには、発電の推進とともに、再エネを選ぶ人をさらに増やしていく必要があります。そのための情報開示・情報提供をすすめてください。

- (3) 政府は、原子力発電の再稼働および新設について検討する旨を公表しました。原子力発電は二酸化炭素を出さないクリーンエネルギーだとされていますが、燃料のウランの採掘や輸送による排出がある上、原子力発電の燃料を冷やすために使われる海水は海に放出され、海水温の上昇にも繋がります。地震による事故が一度発生すれば取返しのつかないことになることは、福島第一原発事故がいまだ終息していないことから明らかです。東京都は、再エネ・省エネを進めるとともに、都民の安全を確保するため、原発に頼らないエネルギー政策を推進してください。

2. 脱プラスチックの政策をさらに進めてください。

- (1) 使い捨てプラスチックの削減は、二酸化炭素排出削減にも有効であり、早急に進める必要があります。市民への啓発だけでなく、企業が責任をもって使用総量を減らせるよう条例化などの取組みを進めてください。
- (2) 河川のマイクロプラスチックについてモニタリングについて、今後も継続し状況を把握するとともに、国の動向を伺うだけでなく、東京が率先し調査・対策を進めてください。

3. 有害化学物質への対策を強化してください。

- (1) 有害化学物質対策の推進として、環境中の有害化学物質から人体へのばく露の影響を調べるバイオモニタリング制度の制定を求めます。国では、2010 年より 10 万世帯でエコチル調査が実施されていますが、この調査は特定の年代のみの調査であり不十分です。多様な世代の継続的で定期的なモニタリングにより、人体に悪影響のある化学物質に対して法規制などの対策を進められるようにしてください。
- (2) 有機フッ素化合物の汚染は、飲用水だけでなく農産物への影響なども懸念されます。21 年 10 月より製造・輸入は禁止されていますが、特定用途での使用は認められています。定期的なモニタリングとともに、汚染の高い地域での対策・原因追及を進めてください。
- (3) 洗濯用洗剤・柔軟剤などに含まれる香料に含まれる化学物質により、めまいや吐き気、思考力の低下などを訴える人が増えています。小学校などでは、給食着の洗濯に柔軟剤を使うことで、化学物質過敏症の子どもへの影響、思考力の低下も懸念されます。都民の健康を守るため、都として香害の実態を調査し、対策に取り組んでください。

V. 「労働者協同組合法」の施行にかかる要望

労働者協同組合法（ワーカーズ法）が 10 月に施行されました。ワーカーズ・コレクティブ運動として長年にわたりその実現に向けて取組み、その成果のひとつであると捉えています。非営利で行う市民事業の資金を担い手自らが出資し事業を展開することができる新たな法人格であり、これからの地域社会づくりの担い手の組織として多くの団体がその法人格を活用するものと大変期待しています。

法律の施行にあたり、その法律が十分活用されワーカーズ・コレクティブの取組みが促進されますよう、東京都として取組みいただきたい事項について下記の通り要望いたします。

(1) 労働者協同組合法の周知、情報発信等の促進を進めてください

東京都では、「労働者協同組合法」の施行に向けていち早くホームページを開設し、情報の発信等が進められてきています。また、関係部局や委託事業として法律・制度や手続き、事業内容、組織運営などに関する相談窓口が設置されています。一方、厚生労働省では全国で「労働者協同組合法周知フォーラム」が開催されており、東京都内でも関東ブロックとして9月17日に開催されました。

小池都知事は「区市町村とも連携してその活動を促進することが重要」、「組合の設立を検討する方々や団体に対して説明の場を設けるとともに、相談窓口や、WEBサイトを開設し、活動事例等を発信し、ワークショップの開催」などについて都議会で答弁していますが、特に市区町村との連携やワークショップの開催などについてその具体策などについて提示していただくとともに、よりきめ細かな情報発信や伝達の場合が必要だと考え、以下のような取組みを進めていただくことを要望いたします。

- 1) 都内市区町村に対し情報提供及び周知の働きかけ
- 2) 都内各地域（市区町村）での周知フォーラム等の開催
- 3) 都内 NPO 法人等への情報発信及び周知

(2) 労働者協同組合への事業活動支援策等の検討、実施を進めてください

「労働者協同組合法」の制定によりその取組みが法制化され位置付けられたことは大きな第1歩ですが、その取組みをさらに進めるためにはその担い手への応援が必要です。東京都では、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づき、ソーシャルファームの創設及び活動への支援が進められています。労働者協同組合の活動を促進し地域社会を豊かにするため、以下のような取組みを進めていただくことを要望いたします。

- 1) 労働者協同組合の設立準備、事業活動への助成・補助制度等の検討、実施
- 2) 労働者協同組合への優先的な事業委託制度の検討、実施
- 3) 既存の各種助成・補助制度や業務発注において労働者協同組合を対象とするための改善

VI. 生協の宅配車両の配達中の駐車規制について

生協の宅配は、生活必需品をそれぞれの家庭へ安全に届けるエッセンシャルワークの一つです。新型コロナウイルス流行下、外出自粛が伴う中で都民の暮らしを支えてきました。しかし、必需品を届けるための配達中において、道路交通法にもとづく駐車規制が生協の配送事業に大きな影響を与えています。抜本的な緩和措置が講じられるよう以下を要望します。

- (1) 荷さばき時間に配慮した見直し、規制強化地域における駐車スペースのさらなる増設、生活道路における駐車取り締まり基準を緩和すること。
- (2) 特に、駐車取り締まりの件数が突出している千代田区、中央区、港区、江東区、渋谷区、新宿区における駐車取り締まりの実態や要因を明らかにして対策を講ずること。
- (3) 2019年度より、荷捌き用の駐車スペースが増設されているが、特に大規模集合住宅地の周辺を中心に増設を継続すること。
- (4) 東京都内の駐車取り締まりは、近隣県と比較して突出して多い実態がある。都内における駐車取り締まりの実態と課題を共有し、駐車規制緩和措置が一層すすむよう東京都、警視庁、関連事業者等を含めた協議会の設置を検討すること。

以上